



▲林業経営者により伐採され出荷される丸太



▲令和3年度に間伐したお城山の林内



大切な森林資源の適切な管理を

市では森林経営管理制度に基づき意向調査を進めています

問い合わせ 農林水産課林業水産振興室 ☎53・2111 (内線3520) 記事ID 0054120

森林経営管理制度とは

村上市は総面積の約85%が森林です。森林は木材を生産するだけでなく、土砂災害などの発生リスクを低減する役割や二酸化炭素の吸収源としての役割があります。

人工林は、人が手を加え続けなければ効率よく成長せずに木材としての価値が下がり、また、森林が本来持つ生物多様性の保全機能や災害防止の機能が低下してしまうため、適切な管理を続けなければなりません。

平成31年4月1日から、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」がスタートしました。この制度では、適切な経営管理が行われていない人工林を市が仲介役となつて森林所有者と林業経営者をつなぐことで、適切な森林整備を進めるための制度です。

①放置されていた森林が活用され、地

域経済の活性化が期待できます。

②山林の荒廃を解消し、伐採後の再造林が促進され、土砂災害の発生リスクが減ります。

③森林所有者は、市が仲介することにより、安心して所有森林の管理を任せられます。

④林業経営者に所有森林の経営管理を委ねることで、所有林から収益の確保が期待できます。

森林所有者の皆さまに意向調査を行います

対象者に対し、植栽後に整備がされていないスギなどの森林の管理方法について、アンケート方式で聞き取りを行います。市に経営管理を委託したいと回答した人の森林を取りまとめ、以下の①、②に分類します。

森林経営管理制度Q&A

Q. これまで経営管理してきた所有者から森林を取り上げるのですか？

A. いいえ。現在、経営管理されている森林は、これまでどおり、所有者による経営管理を支援することとしており、取り上げることはありません。

Q. 経営管理を市に委託すると、どこまでの範囲となるのか。

A. 経営管理とは林業における「造林」、「保育」および「伐採」といった森林施業を指します。また、あくまでも立木の管理を委託するだけで、土地の管理（固定資産税の納税など）は今までも所有者自身で行っていただきます。

Q. 森林の伐採を強要されるのですか？

A. いいえ。所有者の意向を無視して伐採することはありません。森林を管理する方針は、所有者の意向を踏まえて作成することとなります。

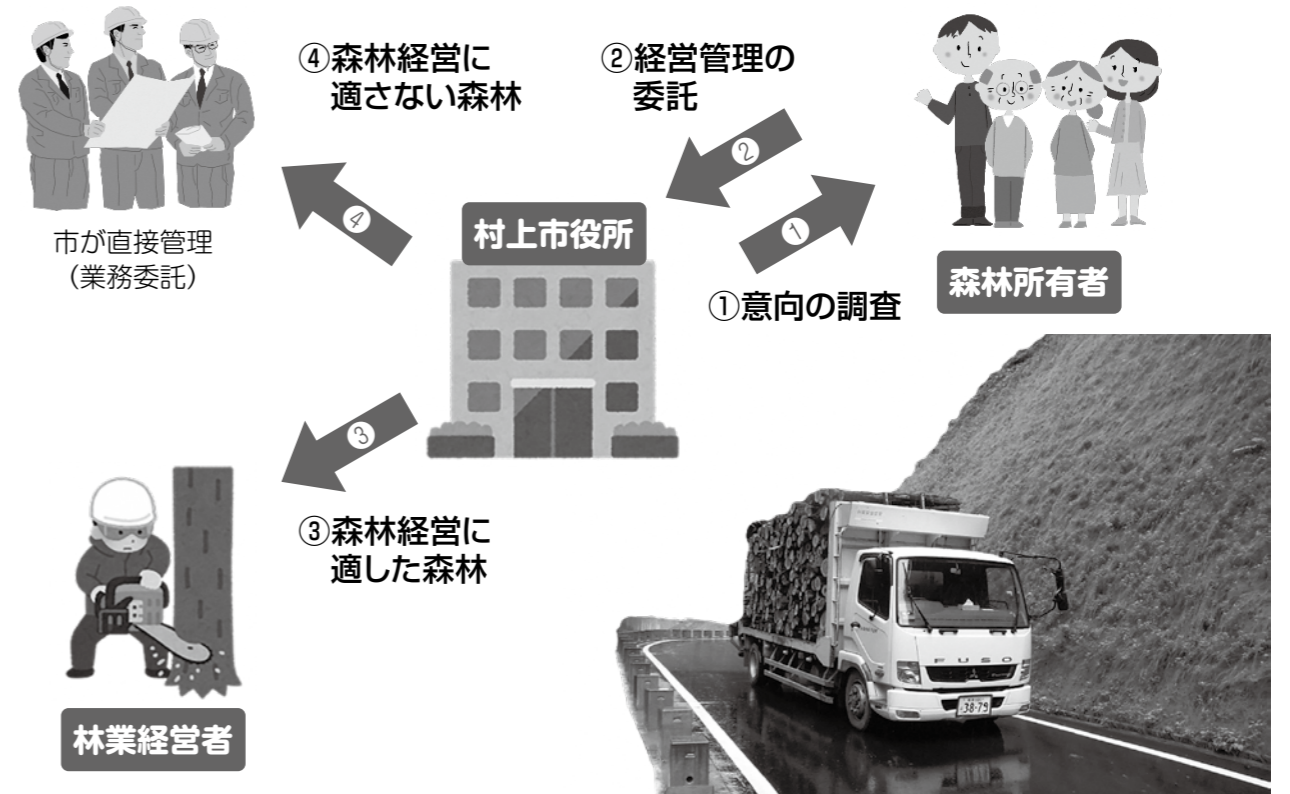
Q. 人工林以外の森林も管理して欲しい。

A. 本制度では、手入れを必要とする人工林を対象としていることから、天然林（雑木など）については、必要な場合を除き、管理を受けることはありません。

Q. 今回、調査の対象となった森林について、市へ売却や寄附などを考えているが受けてくれるのか。

A. いいえ。今回の制度はあくまでも立木の管理のみを委託するものであるため、市への売却や寄附などは対象外となります。

経営管理が行われていない森林について、村上市が仲介役となり、森林所有者と森林経営者を繋ぐシステムを構築



①林業経営に適した森林

市に経営管理の委託を希望される森林で、収益性が高いと判断された森林は、林業経営者により森林整備の計画を作成してもらい所有者同意のもとで整備を行います。木材の販売により利益がでた場合には、林業経営者から金銭が支払われます。財源は、国の民有林造林補助事業を活用して、林業経営者が森林整備を行います。

②林業経営に適さない森林

現状では収益性が低いと判断された森林は、市が自ら管理を行います。伐採による収益はありませんが、土砂災害や鳥獣被害などの原因になりにくい健全な森林へと誘導いたします。財源は、森林環境譲与税を活用して、市が業務委託により森林整備を行います。また、市に経営の委託を希望した場

合であっても、森林の状態によっては委託を受けられない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※いずれの場合も所有権はそのまま、固定資産税も引き続き森林所有者のご負担になります

森林所有者の皆さまへ

意向調査は、適切な管理が行われていない人工林を対象としています。令和元年度からスタートし、市内全地区の調査が完了するまで10年程度を要する見込みです。

今後も森林所有者の皆さまを対象に意向調査や地元説明会を開催しますので、お知らせがきましたら積極的にご参加いただき、森林の適切な管理にご理解ご協力をお願いします。